

## 会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和6年1月31日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	二野屏 公 司
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 財 政 課 長	糸 賀 修
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 高 齢 福 祉 課 長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 医 療 年 金 課 長	石 野 尚 生
環境経済部次長兼 商 工 観 光 課 長	藤 木 光 二
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 ス ポ ー ツ 推 進 課 長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁
庶務議事課長	飯田	晴男
庶務議事課長補佐	宮田	修
庶務議事課主査	椎名	紗央里

令和6年第1回牛久市議会臨時会会期日程

日次	月日	曜	開議時刻	摘要
第1日	1月31日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 会</li> <li>○会議録署名議員の指名</li> <li>○諸般の報告</li> <li>○会期の決定</li> <li>○議員派遣の件</li> <li>○議案上程（1号～6号）</li> <li>○提案者説明</li> <li>○質 疑</li> <li>○討 論</li> <li>○採 決</li> <li>○閉 会</li> </ul>

## 令和6年第1回牛久市議会臨時会

### 議事日程第1号

令和6年1月31日（水）午前10時開会

日程第1． 会議録署名議員の指名

日程第2． 会期の決定

日程第3． 議員派遣の件

日程第4． 議案第1号 牛久市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

日程第5． 議案第2号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

日程第6． 議案第3号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7． 議案第4号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
について

日程第8． 議案第5号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第9． 議案第6号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第8号）

午前10時06分開会

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第1回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○諸橋太一郎 議長 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番加藤政之議員、12番出澤 大議員をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第1号ないし議案第6号の6件であります。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づき、条例の制定前に教育委員会へ意見を求めた結果、教育委員会から牛久市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に対する意見書の提出がございましたので、サイドブックに登載いたしましたので報告いたします。

次に、令和5年第4回定例会で可決した医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書、オブエザ・エリザベス・アルオリウオさんに在留特別許可を求める意見書の3件につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係機関へそれぞれ提出いたしましたので報告をいたします。

次に、今期臨時会に説明員として、地方自治法第121条の規定により出席した者は、サイドブックに登載した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議員派遣の件を議題といたします。



議員派遣の件

○諸橋太一郎 議長 お諮りいたします。本件については、サイドブック스에登載した資料のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。次に、日程第4、議案第1号ないし日程第9、議案第6号の6件を一括議題といたします。

○

議案第1号 牛久市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

議案第2号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第3号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第6号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第8号）

○諸橋太一郎 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。沼田和利市長。

〔沼田和利市長登壇〕

○沼田和利 市長 本日、令和6年第1回牛久市議会臨時会を招集しましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

議案の説明に入る前に、先ほど担当部長から被災地支援について報告がありましたが、私からも募金の御礼とこれまでの対応について少し説明をさせていただきます。

まず、このたびの能登半島地震におきまして、犠牲となられた方々に改めてお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

牛久市では、仕事始めの今月4日から市役所に募金箱を設置し、以後8つの公共施設に設置いたしました。これまで多くの市民の皆様にご寄付いただき、現時点で募金額は127万3,094円となっております。改めて厚く御礼を申し上げます。被災された皆様が日常生活に戻るまでには、まだまだ多くの時間がかかります。引き続き、募金という形で力強い御支援、御協力をお願いできれば幸いです。

職員の派遣につきましては、今月10日から14日まで、能登町へ職員を1名派遣し、避難所運営の支援に従事いたしました。また、本日から2月6日まで、輪島市へ保健師1名を派遣し、避難所における住民の健康管理業務に従事いたします。

市の独自支援につきましては、先ほど御報告させていただきましたが、茨城県トラック協会様の御協力の下、長期保存可能な非常食やブルーシートを積み込んだトラックが、昨日朝、職員2名の随行とともに能登町へ向け牛久市を出発しており、本日、今まさに現地において積荷を降ろしている最中であります。

被災地では厳しい寒さの中、多くの方が避難所生活を余儀なくされております。復旧、復興には長期間を要しますので、今後も人的支援や物的支援など、茨城県や市長会とも情報共有、情報収集に努め、できる限りの支援をまいります。

今回の震災を教訓として、改めて、この県南地域で大規模な震災が発生した際のあらゆるリスクを想定した対応を訓練しておくなど、市民の皆様、関係機関と一体となって災害に対する備えを強化してまいりたいと考えており、まずその一つの具体的な取組として、市内における防災倉庫や集積場所の一覧をマップ化し、見える化して改めて周知するなど、市民の皆様の防災意識の高揚に向けた取組も検討しているところでありますので、議員各位におかれましても格段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案について御説明いたします。

本臨時会に提出いたしました議案は、条例の制定及び改正並びに補正予算の6件であります。

議案第1号は、牛久シャトーをはじめとする市文化財の保存及び活用について、観光行政との総合的な推進を図ることを目的とし、教育委員会の職務権限である文化財の保護について、市長の職務権限とするため制定するものであります。

議案第2号は、牛久市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、環境経済部において観光行政と文化財の保護を総合的に推進するため、分掌事務を改正するものであります。

議案第3号は、地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象を改正するものであります。

議案第4号は、人事院勧告に基づく市職員の給与等の改定に伴い、会計年度任用職員の給与を改定するほか、地方自治法の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当の支給をできるように改正するものであります。

議案第5号は、戸籍法の改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、規定の改正及び文言の整理を行うものであります。

議案第6号は、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第8号）でありまして、既定の予算額に12億9,237万1,000円を追加し、予算の総額を346億9,744万7,000円とするもので、歳入歳出予算及び繰越明許費について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算補正のうち、歳入といたしまして、国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額計上及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金定額減税一体支援分）の計上であり、繰入金につきましては、補正予算計上に伴い、財政調整基金繰入金を増額計上するものであります。

次に、歳出といたしまして、物価高騰の現下の状況に鑑み、低所得者や定額減税し切れないと見込まれる方への支援として、低所得者支援給付金（住民税均等割のみ世帯分・子ども加算分・新たに住民税非課税となる世帯分）及び定額減税補足給付金（調整給付）の計上に加え、介護施設、障害者福祉施設、医療機関、民間の保育園・幼稚園・児童クラブ、認定農業者及び運送事業者等に対する物価高騰対策補助金を増額計上するものであります。

また、総務費の総務管理費は、牛久市まち・ひと・しごと創生推進計画に対して寄附された企業版ふるさと寄附を原資として、産官学連携プロジェクトの事業費を計上するものであります。

第2表の繰越明許費補正につきましては、2事業について本年度内に完了できない見込みであ



ることから、予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

以上、各議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第1号ないし議案第6号の6件について、順次質疑を許します。

まず、議案第1号についての質疑を許します。9番遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 それでは、議案第1号について質問いたします。

今回、全協でも説明がありましたが、市長権限によりまして、文化財の保護、活用が今度は新たな条例が必要ということで、今回提案をされています。大きくは教育委員会の所管が環境経済部になるということと理解はするものなのですが、今回の条例制定によりまして、人事面で大きく影響があるのではないかと感じます。職員の定数の問題、それから組合との協議など、働く職員にも影響が出ると思います。本来は、臨時議会でこのような大きな制定ではなく、定例会での提案、そして常任委員会で議論すべき内容が多く含まれております。なぜ臨時会にこの提案をされたのか伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 お答えを申し上げます。

遠藤議員の御質問、今回提案の条例について、規模が大きいものであるから定例会がふさわしいのではないかと御質問でございます。こちら、内容の調整、決定ということが前回12月までの期間では調整がつかせんで、どうしても部の構成を変えて必要な手当てを、人事面あるいは規則面での手当てを終えるということになりますと、3月議会では今年の4月にはもう間に合わないというような状態になります。昨年から今年にかけての政治及び行政の日程から、こちらで提案させていただくのは、今年の4月から運用するためのぎりぎりの時期であったということと御承知おきいただきたいと思います。

失礼します。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、昨年からこのような内容で調整をされていたということなのですが、働く職員に対しては、今回条例が制定されますと大きく、やはり教育委員会部局、それから環境経済部局、それの方々の人員体制、そういうものが今後どういうふうに進めていくのか、また、組合との協議等もその中に入っていくのか、その辺を確認したいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 お答えを申し上げます。

特に人事面での影響についてということとございますけれども、今回移管いたします文化財保護に関すること、こちらについては、事務のみを移管する形では文化財関連についてのノウハウ、専門的な知識といったものが追いつきませんので、教育委員会においてそういった事務を担っていた方を市長部局のほうへ移っていただいて、引き続きそういった事務を担っていただくことを中核に考えております。また、それを行う場所につきましても、現在教育委員会の大半はリフレ

に移っておりますけれども、文化財保護に関することというのは、事務所のそういうような部分が牛久シャット内に置かれている状態です。こういったところにつきましては、なるべく現状のまま事務効率を、市役所との関連を密にして一体的に行っていきたいということでございますので、これにつきまして職員の方が特に働く環境がこれまでに比べて非常に悪くなってしまったようなことはないのではないかとというふうに考えておまして、したがって、この部分について職員組合との事前協議というのは現在は行っておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号についての質疑を許します。9番遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 議案第6号について若干質問をいたします。

一つは、企業版ふるさと納税を活用した産官学連携プロジェクトなんですが、これについて算出根拠ですね、委託料の増額ということなんですが、この算出根拠を伺いたいと思います。

それと、低所得の方々の給付なんですが、それぞれ詳細を伺いたいと思います。18歳未満の方の子ども加算もあるということなんですが、その内容について詳しく伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 お答え申し上げます。

議案第6号のうち、物価高騰関連給付金についてということでございます。給付金については、対象者別に内容が大きく4つに分かれます。現在、既に非課税世帯に向けての給付金と事務というのは、これは12月の議会で御可決いただいた内容が既に進行中でありまして、今回計上いたしますのはそのほかの部分ということになりまして、まず対象といたしますのは、住民税均等割のみ課税世帯、所得割では課税されていない世帯ということですが、こちらも物価高騰の現状で均等割も課税されていない世帯と同様の状況にあるだろうということで、こちらに

についても給付金の対象といたしまして、世帯ごとに10万円。それから、非課税世帯及び住民税均等割世帯のみに属する子供さん、こちらについて18歳以下の子供さんがいる世帯には、先ほどの10万円のほかに、子供1人につき5万円ずつを加算して給付しようということ。それから、現在確定申告の受付が始まっていますが、ここまで申し上げたのは令和5年度の住民税をベースに判定したものです。今確定申告をして、今度令和6年度に非課税になる世帯であるとか、あるいは所得割にはかからない、均等割のみの世帯でというのが令和6年度においても新たに区分されて発生してまいります。こちらの方々についても、生活実態、物価高騰の影響というのは同じく受けているということで、こちらの方々への給付も、これまで行ってきました子育て世帯への加算を子供1人につき5万円、世帯としての給付は10万円といったことを同じように行うという内容です。さらにそれ以外の方、4万円の定額減税というのが言われております。所得税が3万円、住民税1万円といった内容ですけれども、こちらは4万円減税するんですが、所得割額が4万円に満たない方というのは減税の措置だけでは十分に効果を、恩恵を受けられない。そのために減税額が4万円に満たない方に対しては、その満たない部分につきまして給付金としてお支払いしようというような内容が設けられております。この令和6年度の住民税を課税ベースにするものですか、今申し上げた4万円引き切れない方というのは、どうしてもこれからまだデータが出そうということがございますので、最初に申し上げたような令和5年度の住民税をベースに鑑定される方々よりは、少し後の給付になるというふうに思います。

大変、今回の給付金と定額減税一体の措置というのは、あまりこれまでに行ったことのない給付金の措置でございますので、少々お話が複雑で一目分かりづらいかと思いますけれども、基本的に生活がなかなか厳しいというような世帯について10万円、子供さんについては1人5万円ずつの加算と。定額減税は4万円で、4万円が引き切れない方にはその差額分の給付といったようなことで考えていただければよろしいかと思っております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 確かに、今部長の説明ですと大変分かりづらい今回の給付の内容なんですが、該当する市民というんですかね、そういう方々にどういうふうな形で周知、そしてまた漏れのないようにするための対応ですね、どういうふうに考えていくのか、その辺をもう一度伺います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 お答え申し上げます。

周知の方法、こちらもちろん牛久市のホームページでありますとか広報誌といったものも使いますが、対象になった方には当然給付するための口座の確認等が必要ですので、郵送を差し上げるというようなことですね。

それからすみません、先ほどの答弁の中で私、現在対象となっている方、令和6年度住民税をデータにというように申し上げてしまったかもしれませんが、既に対象として確定できるのは令和5年度の住民税のデータを対象とした方という形なので、この部分についてはすみませ

ん、修正させていただきたいと思います。

以上です。（「答弁漏れ」「産官学連携プロジェクト研究」の声あり）

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 産官学連携プロジェクト研究につきましては、今回、牛久市に対して企業版ふるさと納税の意向を示していただきました企業及び本市のまちづくりに対して連携プロジェクトを提案いただきました大学、そして牛久市の3者による産官学連携として、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくプロジェクトテーマを設定して、それを解決するための新たな事業立案を研究、実施するプロジェクトとなっております。

メンバーとしては、本市職員のほか、市内団体や市内企業などから研究員を公募しまして取り組むこととしております。

金額の算出につきましては、大学のほうで設定していますこのプロジェクトの全20回の研究プログラムに対応した金額を基に算出しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。17番杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 2つある最初のほうの給付の問題ですけれども、これは先ほどの説明によりますと、資料を該当する方に送るということですが、その前に、対象を設定するのは自己申告でやるのか、それともこちらのほうで納税状況や何かを調べて申告なしで送るのか、そこについて説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つの産官学のことでありますが、これは先ほどの市長の説明によりますと、牛久市まち・ひと・しごと創生推進計画に対して寄附された企業版ふるさと寄附を原資としてというふうになっているわけですが、この企業版ふるさと寄附というものが実際に今まで、特に今回原資とするという対象はどのくらいあるのか、規模、あるいは、見込みとしてどういうふうを考えているのかということについて説明をお願いしたいと思います。そして、産官学連携のプロジェクトの中身についてはもう少し具体的に何かあるのかどうか、その説明をお願いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 野口克己総務部長。

○野口克己 総務部長 杉森議員の御質問にお答えしたいと思います。

給付金につきまして、御本人宛てに通知が参る、その前に申告が必要かということですが、基本的には課税データをベースに判定しますので、何も頂かなくてもこちらで判定したものでお知らせいたします。ただ、例外というのは若干存在すると思います。と申しますのは、ある基準日を設定して、そのときの牛久市民を対象に課税データ等で調査するわけですが、それ以降に生まれたお子さんであるとか、あるいは届出上、ありていに申し上げると実態と届出が若干食い違う方というの中にはいらっしゃるもので、そういった少数でありましようけれども例外的な部分は存在します。基本的には、課税データから市役所より皆様の元に通知いたします。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 原資につきましては、現時点で寄附の意向は示されておりますが、現在のところ申出書については提出されておられませんので、金額についてはお答えすることはできないんですけれども、ただ、この事業を進めるに当たって原資とするものについては、全てこの今回寄附いただきます企業の寄附額の一部を使って実施することとなっております。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 具体的な進め方としましては、研究員として市職員のほか市内団体や市内企業から公募した方を含め、10名程度の体制で業務委託受託者の大学が研究会として運営するものとなっております。その研究テーマにつきましては、先ほど申し上げました本市の企業版ふるさと納税の対象となっておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくテーマに基づく事業を、10名の研究員がテーマ設定を行いまして、そのテーマに沿った事業を立案する研究を、大学教授などの指導の下で1年かけて実施するということとなっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 杉森弘之議員。

○17番 杉森弘之 議員 原資のことが少し分かりにくかったんですが、要するに、既に今までに頂いた企業版ふるさと寄附というものを基にやるということではないということが一つ、それと、今後の問題については、ある意味口約束ということなのか知りませんが、ある程度もう見込みはできているということで具体的なあれは言えないということなのか、そういう見込みも含めてまだ今のところ原資の当てはないけれども何とかかなりそうだということなのか、そこら辺がちょっとよく分からないところです。

それと、あと中身については、スタッフをどういうふうにそろえるかというのは分かりましたけれども、具体的なテーマのところとしては、大枠でまち・ひと・しごと創生推進計画ということなのか、その中の具体的な何かテーマということが想定されているのかどうか、そこについて質問いたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司経営企画部長。

○二野屏公司 経営企画部長 給付額については、企業側から現在意向が示されている寄附額の中で委託するという考えでございます。これまでであった企業版ふるさと寄附を充当するという考えではございません。

研究テーマにつきましては、先ほど杉森議員がおっしゃったとおり、大きな研究テーマに沿った個別の研究テーマを研究員のほうで設定して、複数なのか1つなのかということも含めて研究する内容を決定していくということとなっております。他市の状況なんかを見ますと、2つだったり10人で11のテーマを設定して行っているということもございますので、研究テーマの具体的なものは現在のところは決定しておりません。

○諸橋太一郎 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第6号の6件につい

ては、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし議案第6号の6件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番塚原正彦議員。

〔7番塚原正彦議員登壇〕

○7番 塚原正彦 議員 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましての賛成討論をさせていただきます。

私たちの会派は、第4回の定例議会の代表質問で、日本遺産の認定を受け、世界の人々の学びを育むことができる文化資源が豊富にある牛久市は、令和2年に成立した文化観光推進法の認定地域として名のりを上げ、文化庁、国土交通省観光庁とタイアップして文化観光モデル都市を目指すべきであると問題提起させていただきました。そのためには、日本遺産、文化芸術、ふるさと納税、移住定住の促進、観光プログラムなど、それぞれの課で取り組んでいるプログラムを集約し、民間と行政が連携しながらプロジェクトを展開できる新しい制度設計に着手すべきであることを提案いたしました。

日本遺産を含む文化財の担当部門を教育部門から首長部局へ移管する今回の改正は、文化庁、観光庁、さらには農林水産省などとタイアップして、文化観光を構想、推進するための取組のスタートとなるもので、私どもの提案を具体的な形にして早急に進めていただいた市長及び執行部のリーダーシップを高く評価いたします。

これまで保護する対象であった文化財部門を首長部局に移管することで、開発や経済主導で文化の保全や保護がおろそかにされるのではないかという不安や心配を指摘する声があります。文化財を教育委員会と切り離してしまうことで、文化の教育利用、学校での利用がおざなりにされてしまう可能性についても指摘されています。

今回の改正は、観光と文化、さらにはまちづくりをリンクすることを可能にすることだと思います。それに加え、文化観光推進法の認定地域としての名のりを上げることができれば、文化庁、観光庁、その他の関係省庁と連携することで、多彩な分野から新しい視点を持ったプレーヤーの参加を可能にすることができます。そのことは、もっとたくさんの人々に牛久を知ってもらうことを可能にします。グローバルな視点からの牛久の文化資源の魅力と可能性を再発見したり、文化資源の魅力を生かした多様な学びのメニューを創造することを可能にします。それが実行できれば、今まで眠っていた牛久の文化資源に新しい光を当てることができるようになり、最終的には子供たちにとって文化資源を楽しく学ぶことができる新しいプログラムを生み出すことも可能にするはずです。

令和4年に博物館法の改正も行われ、株式会社が博物館を設置し、稼ぐプロジェクトを展開することができるようになりました。これまで教育委員会が管轄していた文化施設を経済部門や企画部門に動かし、収益プログラムを展開する自治体が今次々に誕生しています。官と民が連携して創設したDMOや地域商社を創設し、文化を付加価値化し、稼ぐビジネスが成果を上げ始めています。牛久市は今回の改正をきっかけに、この流れの先頭に立つ必要があります。

牛久市においても、現在、うしくいにしえ未来会議という民間団体が、文化庁や農林水産省からの認定を受け、インバウンドを対象にして牛久市の文化資源を生かした観光、学習商品を開発するプロジェクトに挑戦し、実証実験を実施しています。先日、未来会議が実施した日本在住のインバウンドを対象にしたモニターツアーが開催されたそうです。そこでは、牛久大仏に興味があり、鎌倉と牛久ツアー両方に参加したが、牛久市には女化神社の奥の院や牛久沼などのすてきな環境やおいしいものがたくさんあり、鎌倉よりもレベルの高い文化都市になる可能性を感じた。牛久で文化観光を展開するプロジェクトがあれば、ぜひ参画したい。牛久に居住して新しい文化ビジネスを立ち上げたいなどの感想が多数寄せられたと伺っております。

今、新しい視点から文化起業家たちが牛久に結集して、プロジェクトを展開する動きが起きているようです。今回の改正は、このような動きをさらに先に進めることを可能にします。今回の条例改正に賛成いたします。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○諸橋太一郎 議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号ないし議案第6号の6件について順次採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議案第1号、牛久市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和5年度牛久市一般会計補正予算（第8号）、本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○諸橋太一郎 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和6年第1回牛久市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時52分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諸 橋 太 一 郎

署名議員 加 藤 政 之

署名議員 出 澤 大